

「戸田市議会基本条例の一部を改正する条例(案)」

意見募集期間

令和3年12月6日から令和4年1月5日まで

概要

本条例は、議会の役割を明らかにし、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の信託に的確に応え、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

そして、策定からおよそ10年が経過し、社会情勢の変化等も踏まえ検証し、今回条例改正をする運びとなりました。

改正のポイント

1. 本条例中「政策立案」又は「政策提言」となっている表現を、「政策立案及び政策提言」と統一しました。
2. 災害時の対応について、戸田市議会災害対策支援本部を設置し、迅速かつ適切に行動することの規定を追加しました。
3. 議会及び議員の政策立案及び政策提言についてより充実した支援ができるよう、議会事務局からも議会に対し提案ができる旨の規定を追加しました。
4. 本市議会では、既にタブレット端末を積極的に活用している現状に即して、今後も情報通信技術の積極的活用を図ることを定めた規定を追加しました。
5. これまでの議会事務局の体制整備に加え、議員研修の充実や情報通信技術の積極的活用、事務局職員からの議会に対する提案により、さらに充実した支援ができるよう、「議会機能の充実強化」という枠組みに改めました。

